

岩手県企業局管理規程第5号

企業局企業職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

岩手県企業局長 藤澤 敦子

企業局企業職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の休暇に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の休暇) 第2条 [略] 2 [略]	(職員の休暇) 第2条 [略] 2 [略] 3 所属長は、第1項の規定によりその例によることとされる <u>勤務時間等条例第13条第1項の規定により付与された職員の 年次休暇の日数が10日以上である場合には、当該職員の有す る年次休暇のうち企業局長が別に定める日数について、労働 基準法第39条第7項の規定により時季を定めるものとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日の前日において企業局企業職員の休暇に関する規程第2条第1項に規定する職員である者に係る年次休暇については、この規程の施行の日後最初に同項の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第13条第1項の規定により年次休暇が付与される日の前日までの間は、この規程による改正後の企業局企業職員の休暇に関する規程第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。